

広島県指定構造計算適合性判定機関委任手続要綱

(目的)

第1条 この要綱は、広島県指定構造計算適合性判定機関委任基準（以下「委任基準」という。）第5の規定に基づき、広島県知事が指定構造計算適合性判定機関（以下「判定機関」という。）に法第6条の3第1項及び法第18条第5項の構造計算適合性判定（以下「判定」という。）を行わせる（以下「委任」という。）ために必要な手続を定めるものとする。

(申出の方法)

第2条 知事の委任を受けようとする判定機関は、構造計算適合性判定委任申出書（別記様式第1号）に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付し、知事に1部提出するものとする。

(委任)

第3条 知事は、前条の申出が委任基準第4各号の基準に適合すると認めたときは、判定業務を委任するものとする。判定機関に対し、構造計算適合性判定委任書（別記様式第2号）を交付するものとする。

(変更届)

第4条 判定機関は、第2条の申出書の内容について変更が生じる場合は、変更しようとする日の2週間前までに知事に構造計算適合性判定委任申出事項変更届（別記様式第3号）を提出するものとする。ただし、法第77条の35の8第2項又は同第3項による届出を行うものにあっては、この限りではない。

附 則

この要綱は平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和7年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は令和7年10月9日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

構造計算適合性判定委任申出書

年　月　日

広島県知事 様

申出者の住所又は
主たる事務所の所在地
申出者の氏名又は名称

建築基準法第18条の2第1項の委任を受けたいので、広島県指定構造計算適合性判定機関委任手続要綱第2条の規定により、申出します。

- 1 構造計算適合性判定機関の名称及び住所
広島県全域
- 2 委任を受けようとする構造計算適合性判定の業務を行う区域
広島県全域
- 3 委任を受けようとする業務の範囲、構造計算適合性判定を行う事務所の名称及び所在地

委任区分 ※1	委任を受けよう とする区分※2	左記委任区分の構造計算適合性判定を行う事務所※3	
		名称	所在地
1			広島県
2			
3			

※1 委任区分は委任基準第3各号を指す。

※2 委任を受けようとする区分に○印を記入すること。

委任区分のうち、1以上の区分の判定を業務に含むこと。

ただし、区分1の業務を行わない場合は、区分2及び3の区分の判定を業務に含むこと。

※3 委任区分第1号に該当する建築物の計画について判定業務を行う場合は、広島県内で建築される建築物に関して、主たる判定の業務を行う事務所を広島県内に置くこと。

- 4 3の事務所のうち、広島県内に設置する事務所に配置する構造計算適合性判定員の人数等
別紙のとおり

- 5 委任を受けようとする構造計算適合性判定の業務を開始しようとする年月日

年　月　日

【添付書類】

- (1) 法第18条の2第1項の規定による指定書（写し可）※
- (2) 構造計算適合性判定業務規程※
- (3) 委任を受けようとする構造計算適合性判定を行う事務所の案内図、平面図※
- (4) 広島県内に設置する事務所に配置する構造計算適合性判定員の名簿（判定業務従事日数、常勤・非常勤の別を記載すること。）
- (5) 配置する構造計算適合性判定員の略歴※
- (6) その他知事が必要と認める書類

（※印の書類は、申出時点において広島県知事から指定構造計算適合性判定機関の指定を受けている者は免除する。）

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。

構造計算適合性判定委任書

建築第 号
年 月 日

(指定構造計算適合性判定機関) 様

広島県知事

年 月 日付けで申出のあった構造計算適合性判定の委任については、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第18条の2第1項の規定により、次のとおり委任します。

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称
- 2 指定構造計算適合性判定機関の住所
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う区域
広島県全域
- 4 委任する構造計算適合性判定の業務範囲、判定を行う事務所の名称及び所在地
別表のとおり
- 5 委任する構造計算適合性判定の業務の開始の日
- 6 委任期限
本委任時点で有効な指定構造計算適合性判定機関の指定が効力を失うまで（法第77条の35の19第1項の規定による指定の取り消しの場合を含む。）

別表 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地

委任区分	業務の範囲	構造計算適合性判定を行う事務所	
		名称	所在地
1	延べ面積が 1,000 m ² を超える建築物（附属建築物を含む。）		広島県
2	延べ面積が 1,000 m ² を超える建築物（附属建築物を含む。）のうち、広島県内に事務所を置く全ての判定機関が判定することができない建築物		
3	大臣認定プログラム（法第 20 条第 1 項第二号、同項第三号イ又は同項第四号イの規定による国土交通大臣の認定を受けたプログラム）によって安全性を確かめた延べ面積が 1,000 m ² 以下の建築物（延べ面積が 1,000 m ² を超える建築物の附属建築物を除く）		

※ 表中の「付属建築物」とは、法第 6 条第 1 項若しくは法第 6 条の 2 第 1 項の規定による一の確認申請又は法第 18 条第 2 項若しくは同条第 4 項の規定による一の計画通知における別棟（法第 20 条第 2 項の規定により別の建築物とみなすものを含む。）で延べ面積 1,000 m²以下の建築物を指す。

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 委任する区分に応じ、表中の不要な行を削除して通知すること。

別記様式第3号（第4条関係）

構造計算適合性判定委任申出事項変更届

年 月 日

広島県知事 様

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称

年 月 日付け建築第 号により委任を受けた事項について、次のとおり変更が生じた
ので届出ます。

1 変更が生じた事項

2 変更が生じた事項の内容

【添付書類】

別記様式第1号に準じる。

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。